

平成29年6月第2回八街市議会定例会会議録（第5号）

1. 開議 平成29年6月9日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 山田雅士  
2番 小澤孝延  
3番 角麻子  
4番 鈴木広美  
5番 服部雅恵  
6番 小山栄治  
7番 木村利晴  
8番 石井孝昭  
9番 桜田秀雄  
10番 林修三  
11番 山口孝弘  
12番 川上雄次  
13番 林政男  
14番 新宅雅子  
15番 加藤弘  
16番 京増藤江  
17番 丸山わき子  
18番 小菅耕二  
19番 小高良則

1. 欠席議員は次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	松澤英雄
総務部	長	山本雅章
市民部	長	和田文夫
経済環境部	長	江澤利典
建設部	長	横山富夫

会 計 管 理 者	金 崎 正 人
財 政 課 長	會 嶋 禎 人
国 保 年 金 課 長	吉 田 正 明
高 齡 者 福 祉 課 長	田 中 和 彦
下 水 道 課 長	中 村 正 巳
水 道 課 長	山 本 安 夫

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	大 木 俊 行
社 会 福 祉 課 長	日 野 原 広 志
農 政 課 長	相 川 幸 法
道 路 河 川 課 長	中 込 正 美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教育委員会教育次長	村 山 のり子

・連絡員

教 育 総 務 課 長	川 名 弘 晃
-------------	---------

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 澤 孝 行
-------------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	川 崎 義 之
副 主 幹	小 川 正 一
副 主 幹	中 嶋 敏 江
主 査	須 賀 澤 勲
主 査 補	嘉 瀬 順 子
主 任 主 事	藏 村 隆 雄

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第5号）

平成29年6月9日（金）午前10時開議

日程第1 議案第1号から議案第6号、議案第8号及び議案第9号

質疑、委員会付託

議案第1号

討論、採択

日程第2 休会の件

## ○議長（小高良則君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

地方自治法第121条の規定に基づく出席者に追加がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案第1号から議案第6号、議案第8号及び議案第9号を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第57条及び議会運営等に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は、答弁も含め40分以内とし、質疑は一問一答、同一議題につき2回までとなっております。また、上程された議案についての質疑でありますので、議題外にその範囲が広がらないようお願いいたします。

最初に、桜田秀雄議員の質疑を許します。

## ○桜田秀雄君

それでは、まず、議案第2号についてお尋ねをいたします。

佐倉市が平成18年にこの条例を作りました。遅れることちょうど10年目で、ようやく形になろうとしております。条例の目的や行動理念、それぞれの立場や役割を見据えながら、新たなまちづくりのスタートを切るわけでございますけれども、条例の中身は、関係者のご努力の積み重ねもありまして、申し分のないものになっているのかなと思いますけれども、何点か気になる点がございますので、質問をさせていただきます。

1点目は、活動拠点の施設についてでございますけれども、23ページ、第14条では集いの場、また、第18条では「市民は複数の市民と合意により、その代表者から市に対し、まちづくりに活かすことができる具体的な政策について提案をすることができる」と、このように書かれております。複数の市民が政策を提言できるようになるためには、話し合いの場が必要でございます。区や自治会それぞれは集会場をもっておりますので、そこを利用すればいいわけでございますけれども、自前の事務所をもたないボランティア団体やあるいはNPO法人など、これらの集いの場、活動の場はどのような場所を、市としては考えているのか、お尋ねをいたします。

## ○市民部長（和田文夫君）

お答えいたします。

平成29年2月に策定をいたしました八街市協働のまちづくり推進計画におきまして、市民活動を支援する施設として市民活動サポートセンターの設置について計画をしております。

施設の設置時期につきましては、平成32年度に設置することを目標に検討してまいりたいと考えております。

**○桜田秀雄君**

サポートセンターを作るというのは、新しい建物を作るというふうに理解していいんですか。それとも、既存の施設を利用するとか、そういうことをお考えなんですか。

**○市民部長（和田文夫君）**

施設につきましては、新しく作るのか、既存のものを利用するか、あとは空き店舗とか、そういったものを活用するかにつきましては、今後検討していきたいと考えております。

**○桜田秀雄君**

そこで、八街市は財政状況も今こういう状況ですから、なかなか難しい点がいろいろとあろうと思うんですね。そこで、先日配られました八街市公共施設等総合管理計画、これをずっと見て見たんですが、スポーツセンター、ここには3つの会議室があるんですけども、第一会議室が収容人員80名、第二、第三が20名、こういう会議室があるんですが、有効利用していくという意味で、この辺についてもまちづくりに登録をしている団体、そういうのが利用できるような方向性というのは見出せないかどうか、伺います。

**○市民部長（和田文夫君）**

現時点におきましては、公民館など市所有施設を市民活動団体に開放する考えはございませんが、今までも社会福祉協議会にボランティア登録をしている団体等が、市所有施設の会議室を利用した場合には、社会福祉協議会を経由して予約を行っていただければ、一定の条件のもと利用可能としております。

**○桜田秀雄君**

昨日、スポーツセンターに電話しましていろいろお聞きしました。年間稼働状況もそんなにないという状況でございまして、昨日は責任者がいませんでしたので、詳しいことは聞けませんでしたが、そういうことも有効利用できるように考えていただきたいなと思います。

ちなみに、25ページに市民文化系施設というのが載っておりますけれども、この中で、これは区の集会場等が主なんですけど、公民館や二区青年館など9カ所については市の所有になっております。こうした施設も利用していくべきだろうと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

**○市民部長（和田文夫君）**

そういった施設等につきましても、今後検討をしていきたいと考えております。

**○桜田秀雄君**

次に、財政支援についてお伺いいたします。

関連はするんですけども、市が所有する集会場、その他各区や自治会の集会場など、既存の施設を最大限に活用していくべきだろうと思います。検討をしてくださるということでございますけれども、各自治会、区の持っている集会場、この使用料の設定、大体地元住民用

と部外者用、このように設定されておりました、部外者用は高くなっていると、こういうこともございますので、NPO団体あるいはボランティア団体、財政的には大変厳しい団体が多々ございますので、そうしたときに、その差額を補填する、こういうことも検討していくべきだろうと思うんですが、その辺についてはいかがですか。

**○市民部長（和田文夫君）**

お答えします。

使用料を減免するかどうかにつきましては、市の所有施設内に設置するかどうかにかかわらず、市民活動サポートセンターの運営方法に関わる内容であると考えられますので、先進自治体の運営状況等を参考にした上で、受益者負担のあり方について検討をしていきたいと考えております。

**○桜田秀雄君**

八街駅南側、千葉銀行並びですが、ぼっちがありまして、ぼっちも今度は引き上げるような方向性らしいんですが、あそこも空き店舗が結構ございますね。やはり、活性化という意味からも、あの辺の空き店舗も市民に開放していくと、こういう方向性を研究するべきだろうと思っているんですが、その辺についてはどうですか。

**○市民部長（和田文夫君）**

先ほどもご答弁いたしました、市民活動サポートセンターの設置場所につきましては、今後の検討課題となりますが、市の施設のほかにも空き家や空き店舗などを活用するなど、本市にとってどのような場所がふさわしいものなのかを見極めた上で、検討してまいりたいと考えております。

**○桜田秀雄君**

次に、表彰制度についてお伺いをいたします。

本来、協働のまちづくりはボランティアでありますから、あまりこういうことについてはなじまないのかなという思いもするんですけれども、しかし、これからはまちづくりコンテストなどさまざまな問題に取り組みを行っていく中で、その活動の成果をたたえ合う、こういうこともこれは大事ではないかなと。お互いの励みにもなることであろうかとも思います。

既存の市表彰制度を活用していくのか、新たに協働のまちづくりの中で考えていくのか、その辺についてはどのようにお考えですか。

**○市民部長（和田文夫君）**

お答えします。

市民活動に関する表彰制度の創設につきましては、八街市協働のまちづくり指針を策定する際に設置した「八街市協働のまちづくり検討会」の中でも一度議論をした経緯がございます。その際、市民からの意見として、「市民活動を実施する目的が表彰を受けることになってしまうおそれがあり、本来の市民活動の目的と異なった活動を助長させることにつながり、持続可能な取り組みにはならないのではないか」との意見をいただいたことから、本市においては、市民活動に特化した表彰制度を設けないことといたしました。

なお、現行の市の表彰規定に基づき、市民活動において顕著な功績があった場合には、その活動団体等に対して表彰することは可能であることから、そのような活動事例があった場合につきましては、市の表彰規定に基づき適切にその活動に対する功績をたたえたいと考えております。

**○桜田秀雄君**

検討委員会の中で作らないと、そういう方向があったということは、これ本当は、正直言ってすばらしいことだなと思いますけれども、そういうことであればそのようにお願いをしたいと思います。

次、第9号議案に移りますけれども、まず最初に、買収に至った経緯についてお伺いをいたします。

けやきの森公園については、賃貸者契約、これは継続をされたと伺っておりましたので、突然の提案でございましてびっくりをしているわけでございますから、市からの提案、これは賃貸契約はこちらからお願いしているわけですから、あり得ないと思うんですが、どのような形で今回の事案が上がってきたのか、経緯についてお尋ねをいたします。

**○建設部長（横山富夫君）**

経緯でございますけれども、昨年10月に土地所有者が亡くなりまして、またそこで相続が発生したことによるもので、当初は賃貸者契約の継続をお願いしていたところでございますけれども、相続代表者から、市で購入してほしい旨の申し出がありまして、そこで交渉等を重ね、まだ細かい点を協議しているところでございますが、そういう点から市が購入することを決定したものでございます。

**○桜田秀雄君**

先般、5日だったと思うんですが、議会運営委員会が開催されまして、その場で一応説明がありました。その場でふいにちょっと私違和感を感じたんですね。前鳥取県知事だった片山さん、この方の言葉がちょっとよぎったんですが、まだ本件は契約には至っていないと思うんですけれども、片山さんが鳥取県知事になったときに、市の幹部が議会の実力者の了解をとっているからといって、予算や条例などが議会の議決前に事が進められていることが多かった、こういう話があったんですね。これは私は好ましいことではないと思うんですが。

これは確認でございますけれども、今回の事案、議員が最初に知り得たのは6月5日ということで、確認させてもらってよろしいですか。

**○建設部長（横山富夫君）**

そのとおりでございます。

**○桜田秀雄君**

次に、鑑定価格についてお伺いをいたします。

本来なら、4億円の土地だと、3億円は安くなっているというお話、説明がございました。私たち議員としては、そういう話で市民の皆さんには報告をできませんので、当然不動産鑑定をされていると思います。どこの業者に鑑定を依頼して、鑑定の依頼料、鑑定結果、価格

はどのようになったのか、お伺いをいたします。

○建設部長（横山富夫君）

業者の方については、今調べますので。鑑定業者の方は。

鑑定価格については、まだ契約しておりませんので、その辺の公表は差し控えさせていただきたいと思います。

○桜田秀雄君

議会に提案するまでに、こうしたものはどこまでできるんですか。鑑定は当然なさる。

もう予算が3億円と出ているんですから、当然土地の鑑定は済まされて、その金額をもとに予算要求をされているわけじゃないんですか。議会に提案する前にどこまで仕事はできるんですか。

○建設部長（横山富夫君）

不動産鑑定は出しております。で、不動産鑑定の単価をもとに交渉を続けて、相続人代表者と協議をして、また鑑定額に対して今の面積をやりますとかなりの莫大な金額になりますので、それについては、市としては財政状況を見ますと困難なことだということになります。その上で、相続代表者と協議を続けて、その結果、現在の予算計上した金額と予算の範囲内で対応していきたいということでございます。

○桜田秀雄君

2間になっちゃったのでそれ以上は入れないんですが。

では、次に3番目の買収価格に入らせてもらいます。

予算が3億円ということでございますけれども、鑑定価格からすると大変安いんだというお話でございました。八街は、過去八街駅南口の国鉄の用地を買収するときに、国鉄が8億円で買ってくれと話をもちかけましたけれども、判断を誤りまして、結果的に37億円で買わざるを得なかったと、こういう前例がございます。やっぱり、判断を誤ると大変な市民に迷惑をかけるわけですから、そうした意味では、今回の案件は、タイミングを誤らないようにしていかなければいけない。そんな気もしているわけでございますけれども。

しかし、私、1つ残念なことがあるんですね。私は、大変失礼だと思うんですが、八街の歴史を学べば学ぶほど、いわゆる「〇〇家」を抜きにして八街市の歴史を語ることはできないと、このように思っております。これは個人的な見解ですけれども、けやきの森公園、これに冠を付けて、「〇〇けやきの森公園記念公園」として歴史に残すべきだろうと、私は考えています。八街の台地の父として、この八街の歴史に名を残していただきたいなと思っているわけでございます。もちろん、その前提は、有償であっては、これは市民の皆さんに理解を得ることができませんから、無償で譲渡をしていただきたい、このように思っているわけでございます。

私が、市長の立場であるならば、堂々とそうしたお願いをしていこうと思っておりますけれども、市長は、そのようなお話は今回の話の中で出されているんでしょうか。

○市長（北村新司君）

今回の件につきましては、先ほど買収に至った経緯の中で担当が申し上げましたけれども、平成28年10月に土地所有者が亡くなりまして、相続が発生いたしました。公園を存続させたく、私どもは賃貸借を西村家にずっとお願いしたところでございますけれども、固有名詞を出して申し訳ないんですけども、相続人の方から市で購入してほしいという申し入れがございましたので、こういった判断になったものでございます。

**○桜田秀雄君**

今回が最後の機会かなと私も思うんですが、私は憎まれても構いませんけれども、ぜひ交渉の過程で、もう一度、議会の一議員からこういう話がありましたと、私の名前を出してもらって結構です。ぜひ、そうしたお話を先方にお伝えしていただければありがたいと思います。これは答弁は要りません。

次に、買収時期、契約時期、これはいつ頃を考えているのか、お伺いします。

**○建設部長（横山富夫君）**

8月上旬を予定しております。

**○桜田秀雄君**

今後の利用計画についてお尋ねをいたします。

あそこの北側になるのかな、市道が大変狭くなっておりますけれども、この辺について、市の所有になれば拡幅も必要かなと。あとは、市民の健康づくり、あるいは防災拠点としてその機能を強化していく、整備をしていく、このようなことが必要じゃないかなと思うんですが、その辺についてはどのようにお考えですか。

**○建設部長（横山富夫君）**

今後の利用計画ということで、今後、今、議員がおっしゃったように、防災等、災害等に使えるような防災拠点、また防災施設を設置していきまして、そういうような施設整備計画をしてまいりたいと考えております。

**○桜田秀雄君**

周辺の皆さんから、もし市が今度購入するのであれば、葉っぱ、本当に皆さん苦勞されていますよね、落ち葉で。これからは市の方で責任を持ってもらいたいと、こういうお話があるんですが、（聴取不能）その辺についてはいかがですか。

**○建設部長（横山富夫君）**

その点については、今後検討してまいりたいと考えております。

**○桜田秀雄君**

次に、7点目の買収後の賃貸借料金ですけども、あの図面を見ると、なぜ全部この際買わなかったのかと思うんですけども、国道寄りの25メートル、これは賃貸借契約が続くわけですよ。違うんですか。ちょっと誤解かもしれませんが。公園用地全部を買ってあるということですか。

**○建設部長（横山富夫君）**

国道から25メートルのところについては、原状復旧してお返しします。

○桜田秀雄君

お返しする。

○建設部長（横山富夫君）

ええ、もう賃貸借契約はしないということでございます。

○桜田秀雄君

お返しをするとどうなんですか。あそこも公園になっていますよね。現状は公園ですよ。違うんですか。現状は公園だと思うんですけども、お返しをして、それで賃貸に移行するわけですか。

○建設部長（横山富夫君）

ここの25メートルのものについては、相続代表人と協議した上で、25メートルについては、賃貸借契約はしないでお返しするというところでございます。

○桜田秀雄君

わかりました。一応終わります。

○議長（小高良則君）

以上で桜田秀雄議員の質問を終了します。

次に、服部雅恵議員の質疑を許します。

○服部雅恵君

私は、議案第9号、平成29年度八街市一般会計補正予算についてお聞きをいたします。

桜田議員が細かく質問されたので、私からは若干質問させていただきます。

今回、駐車場また駐輪場の確保はどうか、お伺いをいたします。

○建設部長（横山富夫君）

駐車場につきましては、北側の、市道側の公園用地内に計画しております。また、駐輪場については、今のところ予定はしておりません。

○服部雅恵君

ぜひ、駐輪場の方も、近隣の方が自転車でみえられる方が多いかと思えます。雑然と置いてあるよりは、きちんと駐輪場ということで確保をしていただけたらいいかなと考えております。

あと、イベント広場ということで、今まで舞台の方は仮設でいつもつくってきたかと思うんですが、今回、市の持ち物になるということで、常設の舞台の設置の方はお考えでしょうか。

○建設部長（横山富夫君）

舞台に関しましては、今のところ考えておりません。

○服部雅恵君

こちらの方も、前は借りて、賃貸ということで設置ができないという経緯があったかと思うので、今回こちら市のものであるということでは、常設の舞台の方も今後検討していただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

**○議長（小高良則君）**

以上で服部雅恵議員の質疑を終了します。

次に、京増藤江議員の質疑を許します。

**○京増藤江君**

それでは、議案第4号、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてお伺いします。まず、第1番目に、第33条所得割の課税標準についてです。

付議案の15ページから、そして説明資料は全体にわたって42ページから43ページでございます。

課税標準についてですけれど、改正による市民への影響についてお伺いします。この内容は、特定配当所得申告書及び特定株式等の譲渡所得金額について、市長が課税方式を決定できることを明確にしたということでございます。この市長の決定によって、市民はどのような影響を受けるのか、お伺いします。

**○総務部長（山本雅章君）**

第33条ですけれども、もう1つ具体的に申し上げますと、例えば上場株式等に係る譲渡とか特定の配当、これについては確定申告書が分離課税、それから市民税の申告書が総合課税方式で提出をされた場合、その場合にどうするのかということについて、地方税法の改正に基づいて条例上規定をするものでございまして、それで、議員の方からございました課税方式を市長が決定するということに関しましては、これは納税者が有利になるような形で、市長が決定をして、賦課するというものでございます。

**○京増藤江君**

この明確化によって、市民の方には有利に働いていくということで、本当にそれはいいことだなと思うんです。

所得が高い人たちだとは思いますが、所得の高い人が対象になるんだろうなと思うんですけれど、国民健康保険税、最近、所得が高い人方たちに対して限度額の引き上げがされたりして、所得が高い人からも国民健康保険税が高過ぎるといふ悲鳴が上がっておりますので、そういう点でも、このような点で納税について有利になるということでは、本当に助かると私も思いますので、ぜひ有利になるようにということでは、しっかりとやっていただきたいんですけど、どのくらいの方が対象になるのか、お伺いします。

**○総務部長（山本雅章君）**

まず、今年の2月、3月の申告の時期、これを受けて平成29年度課税になりますが、今年の八街の申告の中には、このケースに該当する者はございませんでした。

**○京増藤江君**

該当者がおられないということはどういうことなのかなと、後で勉強したいと思います。

該当者がいないということは、どのように判断したらいいのでしょうか。

**○議長（小高良則君）**

京増議員に申し上げます。1の(1)は2回質問されました。

○京増藤江君

2回目でしょう。

○議長（小高良則君）

いや、2回質問しました。2回答弁しています。

○京増藤江君

それでは、次に第48条、法人市民税の申告納付についてですけど、これは延滞金の計算の規定の整備ということなんですけれど、具体的な概要と現状についてお伺いします。

○総務部長（山本雅章君）

第48条は、法人市民税の延滞金の計算期間といいますか、それについて整備をするものですが、具体的に言いますと、法人が確定申告により納税した税額、その後誤りが判明して、修正申告により減額をしました。さらにもう一度また誤りに気づいて、再度修正申告で増額になったと、こういったケースです、該当になりますのが。こういった場合の延滞金の計算期間について定めをするというのですが、その場合には、当初の確定申告によって納税した税額に達するまでは、その後の修正申告で税額が増えたとしても、延滞金を賦課しないということになります。

当初の確定申告で納税された額までは、延滞金の計算には含めませんということで、その期間もそのようになるということで、ちょっとわかりにくいんですけども、このケースが八街市であるかといいますと、このように確定申告、それから減額の修正申告、それから再度の増額申告というケースはございませんでした。

○京増藤江君

こういうケースは、実際にはなかったと、だけど、もしかしたらこれからあるかもしれないという、そういうことだろうとは思いますが、これは法人が後でわかったというところで、減額をしたためにこういうことが起きるかもしれないということで、今までは、もしも、こういう例があった場合には延滞金はとられていたんでしょうか。

○総務部長（山本雅章君）

そうですね。その算定するもとの税額の計算に入れて計算をされていたので、この第48条につきましても、納税者である法人にとって多少なりとも有利に働くというような整備でございます。

○京増藤江君

八街市では、対象者はなかったんですけど、もしかしたら、今までの中ではあったのかもしれない。そのときにちょっと不利だったという、恐らくそういうことだろうと。今後は、しっかりと有利になりますよという判断だと思います。よろしくお願いします。

それから、次に第50条ですけど、第48条の場合は減額になったときのあれですけど、第50条については、今度は文言が増額更正ということに変わって、また修正申告が不足税額についてされたときの、その延滞金の計算についてなんですけれど、これの現状とそ

の概要についてご説明をお願いします。

○総務部長（山本雅章君）

この第50条につきましては、同じく法人市民税に関するもので、内容的には、先ほどの第48条の法人の延滞金、これと全く同じものでございまして、第50条につきましては、議員がおっしゃるとおり、税務署による法人税の増額更正、こういったことが行われた場合にも、先ほどの第48条と同様な取り扱いがなされるというものを、整備するものでございます。

それで、ちなみに、これが市の中でこれまであったかといいますと、これに該当するようなケースはなかったということで、これにつきましても、納税義務者である法人にとっては、多少なりとも有利に働くというものでございます。

○京増藤江君

なかなか八街市には該当する法人がないということで、本当にどういうふうにはこれは判断できるのかなと、ちょっと思っています。

次に、附則第16条の2、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の、長期譲渡所得等に係る市民税の課税の特例についてでございます。

付議案22ページです。

もともとは平成29年度までだったのを、平成32年度まで延長するという、こういう内容ですが、実績と今後の見通しについてお伺いします。

○総務部長（山本雅章君）

この優良住宅の造成等のための土地の譲渡、これも過去の実績ですけれども、平成27年度が3件、平成28年度が1件、平成29年度が0、ございませんでした。

○京増藤江君

この件についても、大変八街市では少ないと、対象になることが少ないと思うんですけど、件数が大変少ない中で、この延長していくという意味があるのかどうか、この点についてはどうなんでしょうか。

○総務部長（山本雅章君）

附則第16条の2ですけれども、これも地方税法の改正によるものでして、それで八街は件数が少ないのでというご指摘ですけれども、これは土地の譲渡は、一般的には景気がいいときには土地の譲渡が、土地がどんどん動いていくという状況がございまして、最近ではそういった土地の譲渡が全国的にそれほど動きがないということだと思われまして。

○京増藤江君

件数が少ないのは、景気の悪化にもよるんだというような、そういうご説明だったと思うんですが、これから景気がよくなって、土地の売買が盛んになった場合には、これが大きく、平成32年度までですけれども、それまでにどうなるかわかりませんが、そうなった場合にはこの特例が生きてくるんですよということだと思います。

次に、第61条第8項、固定資産税の課税標準についてお伺いします。

これは、震災等により滅失した償却資産等に対する固定資産税の課税標準を半分にするという規定なんですけれど、この概要説明をお願いします。

**○総務部長（山本雅章君）**

この第61条第8項ですけれども、これも地方税法の改正に伴って改正をするものということとございまして、地方税法の方では、第349条の3の4というものが追加されたということで、この地方税法の改正につきましては、平成28年4月に発生しました熊本地震、これが契機といいますか、これを背景に改正がされるというもので、震災のときには土地家屋だけではなくて、その償却資産にも大きな被害が出ますので、そういった震災等からの復興を税制面から後押しをするというようなことを狙いにした制度改正です。

それで、内容ですけれども、震災等により滅失、損壊した償却資産にかわって、新たにそれにかわるものとして取得した償却資産について、4年間ですけれども、課税標準を半分にして税額を半分にするというものでございます。

**○京増藤江君**

これからは、いつどこで大地震が起きても不思議ではないというところから、こういう規定が本当に大事になるかと思えます。

そこで、震災等ということですから、この等は震災だけじゃなくて、ほかのことにも適用できると思うんですが、それはどういうことが考えられるんでしょうか。

**○総務部長（山本雅章君）**

これは、地方税法で詳しく定められておりまして、地震だけではなくて、風水害ですとか、そういった災害一般、全てではありませんけれども、一定規模以上の災害が発生した場合には、これの対象になっていくというものでございます。

**○京増藤江君**

今まではこういう規定がなくて、風水害などで被害に遭っても通常の課税がされていたということで、そういう意味では、本当に今は予想もできないような自然災害が起きているという点では、本当に大事な規定かと思うんですけれど、4年間とおっしゃいましたね、確かですね。これはまた今後もっと必要かなと思います。

次に、第61条の2についてですが、わがまち特例によって新設をするということとございます。そして、中には、家庭的保育事業、そして居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の認可をいたす、この小規模保育の事業者の方に適用されるという、そういうものです。私たち日本共産党としては、小規模保育所が本当に子どもの保育にとってどうなのかという点では、疑問をもっておりますけれど。

しかし、事業所にとってはいい点もあるのかと思いますが、この課税標準を2分の1とするこの概要について、また事業所へのメリットは何なのか、お伺いします。

**○総務部長（山本雅章君）**

この第61条の2も、やはり地方税法の改正に伴うものでして、内容的には、その中に第28項、29項、30項とありますけれども、まず、第28項といいますのが家庭的保育事業

の認可を受けたというものです。それから、第29項が居宅訪問型保育事業の認可を受けたもの。それから、第30項が事業所内保育事業の認可を受けたものと。これらに関する固定資産税の課税標準の特例を定める規定となっておりまして、課税標準を2分の1にするというものですので、単純に税額が半分になるというものでございまして、これまでも、この2分の1規定はあったんですが、今回の改正によりまして、その2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内で定めるというふうな改正がされておりますので、引き続き課税標準の2分の1というものを定めるものでございます。

**○京増藤江君**

今までも2分の1というものはあったんだけど、これを今度は条例できちんと定めるといことで、今まであった2分の1と同じなのに、なぜ定めるのかなと思っていたんですけど、今の答弁では2分の1から3分の1を選んで、2分の1の方が有利だと、事業所にとっては有利なわけですよ。それで2分の1にしたと思うんですけど、この点についてはいかがでしょうか。

**○総務部長（山本雅章君）**

市町村の裁量の範囲は、2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下ということになりますので、実はどちらが有利かという、課税標準に3分の1を掛けた方が、課税標準は小さくなりますので、そちらの方が若干有利にはなるということです。2分の1と比較しますと計算上はそのようになりますので、そのような規定になっております。

**○京増藤江君**

3分の1の方が、じゃあ事業所には有利と、それを2分の1に、市がわざわざ決めたということですね。これはちょっとまずいんじゃないですか。

**○議長（小高良則君）**

答弁、要りますか。

**○京増藤江君**

はい。

**○総務部長（山本雅章君）**

実は、割合をどの程度にするかということについては、ちょっと近隣の状況ですとか、県内の状況ですとか、そういったものを調べまして、これまでと同様、2分の1とするところが多いという状況がございましたので、市としましても、これまでと同じ額、2分の1を継続していくというものでございます。

**○京増藤江君**

3分の1の方が、事業者にとっては有利なのに、近隣を見て2分の1にしてしまったと、これはちょっとまずいなと私は思います。やはり、事業者にとって、小規模事業所ではありませんけれど、保育所が足りなくてそういう制度をつくってきているわけですから、その事業所に有利にすることが必要だったのではないかなと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小高良則君）

以上で。

○京増藤江君

ごめんなさい、まだまだ終わりません。

○議長（小高良則君）

京増議員。

○京増藤江君

次に、議案第6号、平成29年度八街市一般会計補正予算について、お伺いします。

予算書10ページです。

5款1項3目農業振興費について、環境保全型土づくり対策事業費、150万3千円の予算計上でございます。

この土づくり対策事業については、市民の方々から本当にしっかりやってほしいという声が出ております。6月補正でこの150万円超の計上をしているんですけど、この間の事業の利用者はどうだったのか、また、今回の補正でどのくらいの利用者を見込んでいるのか、また、その麦などの種を市内のお店で買っているのか、お伺いします。

○経済環境部長（江澤利典君）

今回の環境づくり保全型土づくり事業ということでございますけども、過去5年間の資料を見ますと、平成25年度をピークに、平成26年、27年、28年と減少傾向にございます。原因としては補助率の改定。というのは、平成26年度までは2分の1ということでやっておりましたけども、平成27年度は、ご存じのとおり厳しい財政状況の真ただ中でございましたので、それが3分の1になったということで、事業種的には減ってきている、減少しているというようなことでございます。

この補正の趣旨といたしましては、今年度からまた3分の1から2分の1に引き上げると、増やすということで、希望者数を増やして、作付面積の拡大につなげたいというように考えております。

あと、種子については、現在通知をして、この周知方法についても、かなりの件数を本年度は行っております。農家連合会を通じて通知しているのと、広報、ホームページ、あと連合会未加入者の方についてもはがきにより通知をしているところでございます。そうした中で、約2千件を超えた形で通知をしております。こういうことを踏まえて、この事業についてはピーク時にあわせた形の予算ということで、今後はしていきたいというように考えているところでございます。

あと、種子の販売店舗につきましては、八街市内業者の方、11社ございますけども、その業者の方と実施しているというような状況でございます。

○京増藤江君

ピーク時から利用者が減ってきたと、その理由は補助率を2分の1から3分の1に下げたというふうなご説明でした。そして、今年度からは2分の1に戻して、作付面積も増や

したいと、そういうご答弁だったんですけど、本当に安全・安心な土づくり、それと同時に埃対策にもなるという点からは、ぜひこれを推進していく、拡大していく必要があると思います。また、種子についても、市内の業者さんから買っているということで、この事業をすることによって、商店も潤っていく。地域経済の循環に役に立っているという点では、本当に大事なことだなと思います。

そういう点からも、また土づくりをしっかりとやっていくという点からも、ピーク時にあわせた予算にこれからもしたいというようなご答弁だったと思うんですけど、さらに拡大して、有機農業を進めていくという点からも、思い切った予算獲得というか、そういう方向は必要と思うんですが、いかがでしょうか。

**○経済環境部長（江澤利典君）**

今回の補正につきましては、ピーク時のその額が、平成26年度、このときは2分の1補助ですけども、それが400万円ということになっております。今回、当初予算で284万8千円でした、それプラス150万3千円で、約430万円という形になりますので、ピーク時の予算の額よりは若干多目になりますけども、この額は確保していきたいというふうに考えております。

**○京増藤江君**

ピーク時よりも、ちょっと予算をこれからも確保したいという答弁でした。

本当に、これから八街市の農業をどう発展させるのか、またどのような農産物を、消費者の方々がほしい農産物をつくっていくのかという点では、有機栽培、そういうことも広めていかなければならないと思います。そういう点からも、ぜひこの事業については、これからも充実をという方向で要望しておきたいと思います。

以上です。

**○議長（小高良則君）**

以上で京増藤江議員の質疑を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前10時55分)

(再開 午前11時05分)

**○議長（小高良則君）**

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

**○丸山わき子君**

それでは、議案第1号、2号、6号、9号の質問をさせていただきます。

まず、議案第1号ですが、これは国民健康保険税条例の一部改正、これは専決処分に関わっている内容でございます。

まず、お伺いいたしますのは、5割・2割軽減措置についてなんですが、今回の5割・2

割軽減措置の拡充によって、それぞれ新たにどのくらいの世帯、また被保険者に軽減が拡大されるのか、お伺いいたします。

○国保年金課長（吉田正明君）

平成29年3月31日現在の対象者等につきまして、平成29年5月10日時点での所得情報により試算をいたしますと、拡充をいたします5割軽減の対象数につきましては、33世帯70人、2割の軽減対象数が19世帯36人、対象数は、合わせまして52世帯106人でございます。

○丸山わき子君

国は、平成26年度から、こうした低所得者の軽減措置の拡充を進めてきていますが、本市にとっては、総額どのくらいになるのか、その辺は算出されているのか。また、一人当たりのこうした軽減措置によって、改善効果があったのかどうか、その辺についてどのように分析されているでしょうか。

○国保年金課長（吉田正明君）

今回、この軽減判定所得に係りますこの基準額の改定につきましては、平成26年度から実施されているところでございますけれども、大変申し訳ございません。平成26年度の資料が残っておりませんので、平成27年度からの状況で申し上げさせていただきます。

平成27年度の5割軽減対象数につきましては、107世帯226人、2割軽減対象数が45世帯118人、軽減拡充額につきましては685万9千925円でございます。

それから、平成28年度の5割軽減対象数につきましては、30世帯61人、2割軽減対象数が34世帯85人、軽減拡充額につきましては236万5千25円でございます。

平成29年度の軽減対象数につきましては、先ほど申し上げましたように、5割の軽減対象数が33世帯70人、2割軽減対象数が19世帯36人ということで、軽減拡充額につきましては212万5千800円でございます。

以上3カ年分を合計いたしますと、5割軽減の対象数につきましては170世帯357人、2割軽減対象数につきましては98世帯239人、軽減拡充額につきましては1千135万750円でございます。

それから、経済改善効果というお話でございましたけれども、それにつきましては、大変その判断というものが難しいところではございますけれども、年々この判定所得の基準額というものが引き上げられているということによりまして、低所得者の方々が納めやすいその環境づくりの一翼というものは担っているのではないかと考えております。

○丸山わき子君

国の方は、平成26年度の軽減措置で被保険者当たり一人1万円、そして、平成27年度以降は一人当たり5千円の財政改善効果があるんだと、このようなことでこうした措置をしてきたわけなんですけれども、今も効果があったと言われたんですが、滞納者の圧倒的多数が7割、5割、2割軽減されている方々が、圧倒的に滞納されているんですけれども、では、この間、滞納者数が減ってきているのか、そういう点ではどのように分析されているんでしょ

うか。

**○議長（小高良則君）**

丸山議員、（２）の質問でいいですよ。

**○丸山わき子君**

はい。

**○国保年金課長（吉田正明君）**

滞納者数の状況でございますけれども、平成２６年度が２千５４０世帯、平成２７年度が２千８４９世帯、まだ平成２８年度につきましては最終的な数字は出ておりませんが、必ずしも減っているという状況ではございません。

**○丸山わき子君**

実は、この改善効果というのはなかったんですよ。八街市においては、こういった低所得者対策を講じていたのにもかかわらず、平成２８年度では国民健康保険税の引き上げをしなければならなかった、こういう実態状況があるわけですね。

この低所得者対策というのは、広域化に向けて国が１千７００億円を平成２６年度から投入していくという国の対策なわけなんですけれども、今後も、広域化後は医療費削減などを行った市町村へ配分制度として保険者努力支援制度、努力した自治体には補助を出しますよ、助成しますよという、とんでもないこういった制度をどんどんと導入してくるということで、本当に国民健康保険の健全な改善がされるのかと、大変疑問を感じるところです。本来ならば、今まで削減してきた医療費の助成をもとに戻す、このことが根本であるというふうに思います。

全国知事会は、広域化に向けて財源がきちんと確保されなければ広域化は困難だと、厳しく批判をしているわけですが、国が財政支援を抜本的に拡充方向になっていないという点では、市長はこれをどんなふうにお考えなのか。このまま広域化に突入して、本当に八街市の国民健康保険の運営は成り立っていくのかどうか、一言その点でお伺いしたいと思います。

**○市長（北村新司君）**

丸山議員が再三発言しておりますけれども、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するという事は、低所得者を多く抱える保険者へも支援強化をすることということになるので、このことを含めて、これまでも国に市長会を通じて財政支援の拡充について、粘り強く要望しております。

今後も、継続してこのことを含めた中で財政支援については、千葉県市長会、全国市長会を通じて要望してまいります。

**○丸山わき子君**

もう早速来年度から広域化ということで押し付けられてくるわけなんですけれども、やはり、市町村国民健康保険は国がしっかりと支えないと成り立たない、そういう制度であるというふうに思います。ぜひ、この広域化を前に、市長も国に対して厳しく意見を言っていただく、こういうことでぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、次に議案第2号の市民協働のまちづくり条例の制定についてということで、いよいよ市民協働のまちづくりが具体化されるのかなというふうに思うわけですが、これに関しまして若干お伺いするところがございます。

第2条では定義を定めているところであります。私、ちょっと気になるところがありますが、この定義の中で、教育機関が明記されていないと。小・中学校、それから県立八街高校、私立黎明高校は地域の大きな存在になっていると、児童、生徒、父兄をあわせれば約1万人近い組織になっているはずなんですね。こういう方々の力をおかりしてのまちづくりは、今後当然あるかと思うんですけども、定義の中には、こういった教育機関の明記がないという点で、こういった学校はどのように位置付けようとしているのか、その辺についてお伺いいたします。

#### ○市民部長（和田文夫君）

お答えいたします。

条例上、学校を1つの活動主体としてその役割を規定することはしておりませんが、公立学校につきましては、第2条第8号に規定する「市民」に該当し、学校法人による教育機関、いわゆる私立学校につきましては、第2条第6号に規定する「事業者」に該当するものと考えております。

まちづくりにおける学校の役割といたしましては、将来の八街市を担う子どもたちの郷土愛を育むことや、小学校区あるいは中学校区などの地域の枠組みで連携を図る際に、その中枢を担うなど、まちづくりにとって重要な活動主体の1つであると考えております。

#### ○丸山わき子君

ですから、ですからその「市民」の中に入れてしまうとか、「事業者」の中に入れてしまうのではなくて、教育機関ということできちんと位置付けが必要ではないかということ、私は申し上げているのです。

それと、いまひとつ、(5)のところに、市民活動団体に宗教、政治に関する活動を目的とするものを除くとしているわけです。これは当然だと思います。しかしながら、暴力団の明記がないんですね。では暴力団はいいのかということになってしまいます。そういう点ではどのようにご検討されているのでしょうか。

#### ○市民部長（和田文夫君）

ここには記載はしていないんですが、本市には暴力団排除の規則等がありますので、そちらの方で認識をしているものと考えております。

#### ○丸山わき子君

やっぱり、市民が中心になってまちを動かしていく中で、「そちらの方」ではなくて、よりこの条例の中で、市民にもわかる形できちんと明記していく、これが必要ではないかなというふうに思います。ぜひ、これはご検討いただきたいと思います。

それから、第5条の自助・共助・公助についてなんですが、これは第4条で協働の基本原則がうたわれ、「市民等及び市は、対等、平等、自立、相互理解、目的の共有、補完、対話

で進める」と。だから、市民も市も対等なんだと言っておきながら、第5条では自助・共助・公助が出てくる。なぜここでこんなこの対話が出てきてしまうのか、私はちょっと理解できないんです。

なぜ、ここで自助・共助・公助が必要なのか、その辺についてお伺いします。

#### ○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

条例の第5条につきましては、まちづくりの考え方、捉え方を示しておりますが、少子高齢化、人口減少が急速に進むと予測される時代において、地域の担い手の減少や自治体における財政悪化など、さまざまな社会情勢の変化により、従来の自助・共助・公助によるまちづくりの役割のままでは、持続可能なまちづくりを進めていくことは困難であると考えられます。

そのため、市民と行政が何をどのように担う必要があるのかが、改めて問われております。このことから、まちづくりの基本的な考え方として、市民による自助の取り組みを起点として、まずは自分でできることは自分で対応する。その次に、自助でできない問題は地域などで支え合って共助の取り組みで解決する。最後に、自助でも共助でも解決できないことを行政が公助により取り組み・解決するといった、補完を原則として、まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

#### ○丸山わき子君

市と自立対等の立場でありながら自助・共助・公助ということで、市民はそっちへ追いやってしまうと。私は、こういうやり方をすると市民だってやっていけないんじゃないかなど。

やっぱり、自助・共助・公助と、自助が先になっていますけれど、もしこういう文章を入れるとしたら、自助じゃないですよ。公助がまず先に出てくるんですよ。だって、本当に自分でできない市民は、強力な公助の力がなければ、自分でも頑張ってやっていけないですよ。そういう意味では、私は公助の保証をするんだとここで言うのであれば、市の公助の保証を先にもってくる。このことが本来じゃないかと思うんですね。こういう、八街市は金がないから皆さんでやってくださいみたいな、そういうやり方だったら、絶対この市民協働のまちづくりは成功しない。成功しないと思います。

そういう点では、このような条例ができたわけですから、これからどう発展させていくのか、そういう点でもっともっとうりった市の立場、これをもっと明確にしていかなければならないのではないかなというふうに思います。

それで、次で、市の役割についてなんですけども、協働のまちづくりに参加する団体への財政的な支援、これはされるのかどうか、その辺についてはどのように検討されているんでしょうか。

#### ○市民部長（和田文夫君）

財政的な支援といたしましては、先ほど桜田議員にも申し上げましたが、集う場といたしまして、市の施設、センターを建てるか空き家等を活用して補うか、これから検討するところ

ろでございますが、市の中の施設といたしましては、保健センター3階の旧どんぐりがあった場所について、今後の利用につきまして社会福祉協議会などと協議し、市民活動の団体等が利用できるかどうか検討していきたいと考えております。

**○丸山わき子君**

この市民協働というのは、あらゆる市民の皆さんに参加していただくわけですから、たくさんさんの単位で参加されてくるわけですね。で、一律ではないと思いますね。いろんな、どうしてもお金がかかるそういう団体もあろうかと思えますし、そういった点では、例えばどうしても保険を掛けなければならないとか、そういった団体もあろうかと思うんです。今後、そういった点では、自分たちでやってくださいよと投げ出してしまうのか、先ほど言ったみたいにまず公助、この立場に立って、市がしっかりとバックアップしますよ、だからやってくださいという、そういう団体を育てていくのかどうか、その辺についてはどうなんですか。

**○市民部長（和田文夫君）**

今までは、行政が主導する形で共同し問題の解決を行う場合が多かったところですが、市民等が主導する形で行政と対等な立場で話し合い、お互いが共通の認識をもち、それぞれが課題に取り組んでいくため、今回条例を制定し、基準を明確にすることにより、それぞれが意識的にまちづくりに取り組んでいこうとするものでございます。

これからのまちづくりの考え方として、自助、共助、公助それぞれの取り組みを充実させ、市民、地域、行政の役割はそれぞれの取り組みに応じて対話を重ねて定め、相互に連携を図って、まちづくりに取り組んでいこうとするものでございます。

**○丸山わき子君**

じゃあ、お金は、財政的な支援はしないと。支援するとしたら、施設利用に関しての程度だということのようですけど、やっぱりこれでは本当に進むのかなと、市民協働は進むのかな、そんな心配もございます。

最後に、市民協働まちづくりの推進委員会についてなんですけども、今後ここが中核となって、この運動の総括をしたり、また前進させていったりということで、本当に大切な役割を果たしていく推進委員会になろうかと思うわけなんですけども、この推進委員は何人で構成され、そして公募は何人くらいを検討されているんでしょうか。

**○市民部長（和田文夫君）**

お答えいたします。

条例第19条に基づく八街市協働のまちづくり推進委員会につきましては、その構成員を公募市民、市民活動に関係する者、事業者などで組織し、委員の人数は12人以内で設置したいと考えております。

このうち、公募市民の人数につきましては、5人程度を考えております。

**○丸山わき子君**

公募人数が5人ということで、半数以上を占めるという点では積極的な対応かなというふうに思います。ぜひ、この条例が、ただ条例ができましたで終わらないで、本当に活かされ

たものにしていくためには、常にこれは見直しもしていかなければならないんじゃないかなというふうにも思います。ぜひ、積極的な取り組みをお願いするものであります。

次に、議案第6号の一般会計補正予算で、3款1項5目老人福祉費で、高齢者の外出支援タクシー利用助成について伺います。

10月から、新たにこの制度が導入されるわけですが、この導入にあたりましては、公共交通の再編にあたりましては、先だっても一般質問で私申し上げましたけれど、利用できない、そういう地域も出てきてしまう、そういう皆さんを切り捨てて、見捨てて新たなこういう制度を導入するという点では、私は本当に納得がいきません。

今回のタクシー利用助成につきましても、65歳以上ということで、大変制限が設けられ、じゃあ65歳前の方々はどうあってもいいのかという点では、本当に市民の皆さんに一層の不安を与える、そういうものであるということを、厳しく私は再度指摘しなければならないというふうに思っております。

それで、この助成費についてなんですが、454万8千円の今回計上がされました。この根拠につきましてお伺いいたします。

#### ○高齢者福祉課長（田中和彦君）

それでは、補正予算額の算出根拠につきまして、ご説明させていただきます。

補正予算書は10ページになります。

まず、11節需用費9万6千円につきましては、高齢者外出支援タクシー助成券の用紙代1万9千200枚に係る費用でございます。

20節扶助費454万8千円につきましては、高齢者外出支援タクシー利用助成費となっております。平成28年4月1日現在の、65歳以上の高齢者数1万8千762人から、佐倉警察署に確認いたしました免許保持者1万1千182人を控除した7千580人を対象者といたしまして、10月からの事業開始にあわせて、1枚当たり500円のタクシー利用助成券を一月当たり4枚の割合で6カ月間の合計24枚配布するものといたしまして、対象者のうち、10パーセントの方が申請することとし、助成券の利用益は50パーセントで積算しております。

申請率を10パーセントと仮定いたしましたのは、タクシー助成事業の先進自治体における申請率が6.7パーセントであったこと、また、昨年9月に実施しております交通不便地域の高齢者に対する利用意向調査による利用希望者の割合が、7.1パーセントだったことを勘案したものでございます。

申請した方のうち、実際に助成券を利用する利用率を50パーセントと仮定いたしましたのは、事業開始初年度であること、また、障害福祉課で実施しております福祉タクシーの利用益が37パーセントであったことなどを勘案して、交付枚数の約半分程度が利用されるものと仮定して積算しております。

#### ○丸山わき子君

先進地も6.7パーセント程度の、申請時は活用されないと。よく知らないというのもあ

るでしょうし、利用しづらいというのものもあるでしょうし、という点であまり期待されていないと、最初から期待されていないんじゃないかなというふうに、私は見ざるえない。

それから、この申請にあたって、どのような手続が必要になってくるのかと、車のない方々がわざわざ役所に来てどのような手続をしなければならないのか、その辺についてはどうでしょうか。

#### ○高齢者福祉課長（田中和彦君）

申請にあたりましては、市の地域包括支援センターの方に申請していただくということになります。

そのときに、免許証をもっていないということで、交付申請書の提出にあたりまして、運転経歴証明書の提示、または運転免許の取り消し通知書の写しをご提出していただくことになります。また、取り消し通知書をおもちでない方につきましては、運転免許証の交付を受けていない旨の確約書を記入していただいて、申請していただくような形になります。

#### ○丸山わき子君

高齢者の方々のいろいろなお話を伺いますと、本当に足がないのに、役所に手続にいかなければならない、本当にそれができなくて困っているんだという話を聞きます。ぜひ、そういった点では、そういう足に困っている方々はどのように対応したらいいか、もう少しきめ細やかな対応が必要ではないかというふうに思います。

次に、第9号の一般会計補正予算についてであります。

1点目に、用地購入の財源措置についてなんですけども、購入にあたって3億円ということでございますが、今後、八街市は庁舎建設あるいは公共施設の老朽化対策、また教育施設整備計画など、本当に次から次へと財源投入の計画があらうかと思えますけども、こういう中でこういった新たな3億円の投入ということで、今後の財政状況との兼ね合いはどのようなのか、その辺についてお伺いいたします。

#### ○財政課長（會嶋禎人君）

今、お話にございましたように、高齢化に伴います社会保障費関連ですとか、施設の維持補修費関連、これをもろもろ含めまして今後避けることができない財政需要というのは、多分にあると予想しています。

ということで、楽観視はできないところなんですけども、今回の用地購入に伴います財源対策同様に国庫補助金、今回は国庫補助金はありませんが、有利な起債の活用ができるような整備手法を兼ねながらやるとか、そういった手法を検討しながら運営していきたいと考えております。

#### ○丸山わき子君

要は、皆さんの調査等でいろいろと有利な起債というものも取り入れていくということなんですけども、起債をするにしても借金は増えていくことで、今後5年間の、先ほど申し上げたように、庁舎建設であるとか公共施設の老朽化対策、教育施設整備と、こういった計画の中で、どれだけの予算が必要になってくるのか。そういったシミュレーション的なものはある

のかどうか。また、今後その起債がどれだけ増えそうなのか、そういったシミュレーション的なものはあるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

**○財政課長（會嶋禎人君）**

例年、夏から秋にかけてまして財政推計というものを策定しております。財政計画です。そうしたところの5年間の中長期ということなんですが、その都度、その都度で上げていただいた事業を丸ごと計上すれば当然赤字ということになります。それをいろいろ精査した中で、やりくりをしながらとんとん、あるいはできればプラスということにもっていくのが、財政運営の手法だと思います。

それで、今後のことなんですが、過去今まで、ご存じのとおり、クリーンセンター建設事業や駅北側の関係で、特にクリーンセンターなどにつきましては、償還額が1年間で3億、4億円という時代が過去続いておりました。それが平成28、29、30年ぐらいでクリーンセンターについてはほぼなくなるということです。それから、区画整理につきましても、例年2億円以上の償還があったところを、ここ数年来から先は1億円ぐらいに下がってくるということで、これだけの大きな事業を一度にやらなければ、そこそこやっていけるような推計にはなっております。

ただ、それについては、先ほど申し上げましたとおり、いろいろな手法を兼ねつつ、その適した事業をいろんな課等と協議しながら、市民サービスを低下させず、できれば向上するような内容のものを抽出した形での予算編成をしていけば、推計ではそこそこいくのではないかと回答は出ています。

**○丸山わき子君**

苦しいながらもこの3億円は何とか捻出することができるということで、確認してよろしいわけですね。

それで、この用地購入後の整備計画ですけども、先ほど来、防災公園あるいは防災拠点ということで整備していくというような答弁がございましたけども、具体的にはどのような内容になっていくのか、その辺についてお聞かせください。

**○建設部長（横山富夫君）**

用地購入後の整備計画ではございますけども、通常は休憩室として利用できて、災害時には救護室や倉庫などに利用できる防災パーゴラとか防災ブランコなどの施設、またトイレでは、防災トイレでマンホールトイレなどの施設の設置を検討しております。

**○丸山わき子君**

今のあれですと、そうしますと、あそこは防災拠点として対応していくということで、理解してよろしいんですか。

**○建設部長（横山富夫君）**

防災拠点として利活用していきたいと考えております。

**○丸山わき子君**

こういった防災施設を作ることで、先ほども伺ったところでありますけれども、財源的に

は有利な起債があるというようなことなのでして、ぜひ、有意義な対応をしていただきたいと、このことを申し上げます。

それから、最後に駐車場計画、先ほども駐車場は市道に面して作りますという答弁がございました。そうしますと、今ある駐車場はなくなってしまって新たに作られるわけですがけれども、何台くらいが駐車できるのか、その辺についていかがでしょうか。

**○建設部長（横山富夫君）**

今、検討しているのは約10台程度のスペースを確保したいと考えております。

**○丸山わき子君**

それと、先ほどありましたけども駐輪場、自転車等のそういった駐輪場も、やはり市民の皆さんは、車ばかりではなくて自転車も利用されている方が多いわけで、きちんと安全対策の一環としては駐輪場も確保していく必要があるんじゃないかなど、私も思います。

その辺については、先ほどは考えはないとおっしゃいましたけど、そんなスペースはないというところなのかもしれませんが、しかしながら、市民の大切な乗り物でありますので、ぜひ、そういった点でもご検討いただきたいんですが、その辺はいかがでしょうか。

**○建設部長（横山富夫君）**

その点についても、周り近所の方々も自転車で来る可能性もありますので、その辺についてはおおいおい検討してまいりたいと考えています。

**○丸山わき子君**

ぜひ、市民の皆さんが利用しやすい公園に、さらになるよう検討いただきますようお願いいたします。私の質問は終わります。以上です。

**○議長（小高良則君）**

以上で丸山わき子議員の質疑を終了します。

これで通告による質疑は全て終了しました。

お諮りします。議案第1号の専決処分の承認を求めることについて、八街市国民健康保険税条例の一部改正は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（小高良則君）**

ご異議なしと認めます。

これから討論を行います。議案第1号についての討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（小高良則君）**

討論がなければ、これで議案第1号の討論を終了します。

これから採決を行います。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（八街市国民健康保険税条例の一部改正）を採決します。この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（小高良則君）

起立全員です。議案第1号は承認されました。

議題となっています議案第2号から議案第6号、議案第8号及び議案第9号を配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

議案付託表に誤りがあつた場合は、議長が処理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により、各常任委員会の開催日の通知とします。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日6月10日から20日までの11日間を、常任委員会の開催及び議事都合のため、休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。6月10日から20日までの11日間を休会することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

6月21日は午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。議員の皆様申し上げます。この後、議員親睦会総会を開催しますので、関係する議員は議員控室にお集まりください。

議会改革検討協議会は、午後1時15分より、第二会議室で開催します。

ご苦労さまでした。

（散会 午前 11時40分）

○本日の会議に付した事件

1. 議案第1号から議案第6号、議案第8号及び議案第9号

質疑、委員会付託

議案第1号

討論、採決

2. 休会の件

.....  
議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（八街市国民健康保険税条例の一部改正）

議案第2号 八街市協働のまちづくり条例の制定について

議案第3号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

議案第4号 八街市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 平成29年度八街市一般会計補正予算について

議案第8号 平成29年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第9号 平成29年度八街市一般会計補正予算について